

# 宮 崎 県 医 療 審 議 会 資 料

令和元年 11月 18日（月） 午後 7時～午後 9時  
宮崎県庁本館 2階講堂

# 目 次

---

## (本編資料)

- 宮崎県医療審議会委員名簿 ..... P 1
- 医療法、医療法施行令抜粋 ..... P 2
- 宮崎県医療審議会運営規程 ..... P 3
- 医師確保計画・外来医療計画（素案）について ..... P 4
- キャリア形成プログラムの策定及び内容について ..... P 5

## (別冊資料 1)

- 医師確保計画・外来医療計画の概要

## (別冊資料 2)

- 宮崎県医師確保計画・宮崎県外来医療計画（素案）
  - 第 1 章 総論
  - 第 2 章 医師確保計画
  - 第 3 章 外来医療計画

## (別冊資料 3)

- 宮崎県キャリア形成プログラム（案）

## (別冊資料 4)

- 第 7 次宮崎県医療計画進捗状況

## (別冊資料 5)

- 第七次宮崎県医療計画

# 宮崎県医療審議会委員名簿

任期：平成30年9月1日～平成32年8月31日

	役 職 名	氏 名
医 師 ・ 歯 科 医 師 ・ 薬 劑 師	宮崎県医師会長	河 野 雅 行
	宮崎県医師会副会長	濱 田 政 雄
	宮崎県歯科医師会長	重 城 正 敏
	宮崎県薬剤師会長	小 山 明 俊
	独立行政法人国立病院機構都城医療センター院長	冷牟田 浩 司
	全日本病院協会宮崎県支部長	池 井 義 彦
	日本医療法人協会宮崎県支部長	相 澤 潔
	宮崎県精神科病院協会会長	田 中 洋
医立 療場 をに 受あ ける 者	宮崎県市長会代表 (日向市長)	十 屋 幸 平
	宮崎県町村会代表 (西米良村長)	黒 木 定 藏
	宮崎県保険者協議会長	矢 野 憲 男
	宮崎県高等学校PTA連合会副会長	立 山 朱 美
	宮崎県地域婦人連絡協議会長	谷 口 由美繪
	宮崎県老人クラブ連合会副会長	松 本 順 子
学 識 経 験 者	宮崎大学医学部附属病院長	鮫 島 浩
	宮崎県看護協会会長	中 武 郁 子
	宮崎県弁護士会弁護士	宮 川 香代子
	南九州大学健康栄養学部管理栄養学科教授	甲 斐 敬 子

## 医療法(昭和23年法律第205号) (抜 粋)

(都道府県医療審議会)

- 第72条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に都道府県医療審議会を置く。
- 2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 医療法施行令(昭和23年政令第326号) (抜 粋)

(都道府県医療審議会)

- 第5条の16** 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。
- 第5条の17** 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 第5条の18** 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 第5条の19** 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- 第5条の20** 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 第5条の21** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。
- 第5条の22** 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

# 宮崎県医療審議会運営規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第5条の22の規定に基づき、宮崎県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (招集等)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

2 やむを得ない理由により審議会に出席できない委員は、速やかに、その旨を会長に届け出なければならない。

## (書面審議)

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く暇がないとき、又は書面による審議をもって足りると認めるときは、議案の概要を記載した書類を委員に回付してその意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

## (議事録)

第4条 会長は、審議会終了後速やかにその要旨について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した委員のうちから、その審議会において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

## (部 会)

第5条 審議会に医療法人等部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

## (部会の招集等)

第6条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

## (庶 務)

第7条 審議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療薬務課において処理する。

## 附 則

この規程は、昭和61年11月13日から施行する。

(以下、改正附則省略)

# 医師確保計画・外来医療計画(素案)について

## 1 現在までの取組状況

医療法の一部改正について平成31年4月1日から施行されたことに伴い、現行の医療計画に「医師の確保に関する事項」(以下「医師確保計画」という。)及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(以下「外来医療計画」という。)を追加する必要があることから、5月の医療審議会において、その策定方針をお示したところである。その後、3度(8月、10月及び11月)の医療計画策定委員会を通して、両計画の素案を作成した。

## 2 計画の概要

### (1) 医師確保計画

#### ア 県及び二次医療圏ごとの医師の確保の方針

- ・ 医師偏在指標を踏まえ、二次医療圏単位の医師少数区域、医師多数区域を設定し、県及び各二次医療圏ごとに医師確保の方針を設定

#### イ 県及び二次医療圏ごとの確保すべき医師の数の目標

- ・ 医師偏在指標を踏まえ、第7次医療計画期間終了時(2023年)に達成する目標医師数を県及び各二次医療圏ごとに設定

#### ウ 目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

- ・ 県内における医師の派遣調整及びキャリア形成プログラムの策定・運用による短期的施策と宮崎大学医学部等の推薦入試枠の確保による長期的施策等を実施

### (2) 外来医療計画

#### ア 外来医療に係る医療提供体制の整備

- ・ 外来医療に係る医療提供体制の協議の場の設定

#### イ 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

- ・ 外来医療の地域偏在を示す外来医師偏在指標が全国上位33.3%に位置づけられる二次医療圏を外来医師多数区域として設定

#### ウ 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

- ・ 外来医療の提供状況の可視化
- ・ 地域で不足する外来医療機能の協議の場における検討
- ・ 外来医師多数区域で、新規開業者に求める外来医療機能に係る協議

#### エ 医療機器の効率的な活用に関する事項

- ・ 医療機器の保有状況の可視化
- ・ 医療機器の効率的な活用を行うための協議の場の設定

## 3 今後のスケジュール

令和元年	1月 1日	第3回医療計画策定委員会(素案審議)
	1月 12日	第2回地域医療対策協議会(素案審議)
	1月 18日	医療審議会(素案審議)
	上記後	関係団体・市町村、協議の場への意見聴取
令和2年	2月 上旬	第4回医療計画策定委員会開催(最終案決定)
	2月〇〇日	第3回地域医療対策協議会
	2月〇〇日	医療審議会(諮問・答申)
	3月上中旬	県議会常任委員会に報告
	3月 下旬	計画決定

# キャリア形成プログラムの策定及び内容について

## 1 策定

医療法及び医療法施行規則並びに「キャリア形成プログラム運用指針について」(平成30年7月25日付け医政発0725第17号)に基づき、対象医師及び対象予定医学生の意見を反映するように努め、宮崎大学医学部との密接な連携の下、県地域医療対策協議会での協議を経て(法第30条の第2項第1号)、県が地域医療支援事務として策定する(法第30条の25第1項第5号)。

## 2 内容

### (1) 対象医師

令和2年度に医師免許を取得し、臨床研修を開始する医師を予定するが、既に医師免許を取得している医師についても、適用を働きかけていく。

ア 医師修学資金の貸与を受けた地域枠医師等

- 宮崎大学医学部地域特別枠卒業医師 ○長崎大学医学部宮崎県枠卒業医師
- 医師修学資金貸与医師

イ 医師修学資金の貸与を受けていない地域枠医師

- 宮崎大学医学部地域枠卒業医師

ウ 自治医科大学卒業医師 等

### (2) コース

診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、26コースを設定する。

### (3) 対象期間

原則として9年間とし、このうち、医師の確保を特に図るべき区域等での就業を4年とする。なお、医師の確保を特に図るべき区域等とは、県が医療計画に定める医師少数区域等とし、宮崎東諸県を除く全ての二次医療圏とする。

ア 医師修学資金の貸与を受けた地域枠医師等

臨床研修修了後の対象期間(7年間)のうち、医師少数区域等で4年間就業

イ 医師修学資金の貸与を受けていない地域枠医師

臨床研修を含む対象期間(9年間)のうち、医師少数区域等で4年間就業

### (4) 対象医療機関等

ア 臨床研修は、県内の臨床研修病院で行う。

イ 臨床研修修了後の対象期間(7年間)において、専門研修は、県内の専門研修プログラムを受けることとする。

### (5) 対象期間の一時中断等

次の場合に柔軟に認められる。

ア 県外研修や海外留学等のキャリア形成に資する期間は、通算5年を上限とする。

イ 出産、育児、介護等のライフイベントや災害、疾病等のやむを得ない期間は、上限は設けない。

(6) **キャリア形成プログラムの適用**

宮崎大学医学部及び県は、対象医師及び対象予定医学生が適用を受けるよう努める。

(7) **キャリア形成プログラムに基づく派遣調整**

本人の希望を最大限に尊重しつつ、宮崎大学医学部との密接な連携の下、地域医療対策協議会での協議を経て、個別に決定される。

(8) **キャリア形成プログラムの相談窓口**

宮崎大学医学部に設置されている宮崎県地域医療支援機構（法第30条の25第1項第4号）分室において、対象医師及び対象予定医学生の相談に対応する。

**3 今後のスケジュール（予定）**

令和元年度 県地域医療対策協議会での協議を経て、策定  
キャリア形成プログラムの適用同意  
令和2年度 キャリア形成プログラム開始